

伸縮フレームテント（かんたんテント）貸出要領

この要領は、日本赤十字社長崎県支部長崎市地区に配備があった伸縮フレームテント（かんたんテント）〔以下、「テント」という。〕の有効活用を図るため、貸出しに必要な事項を定めることを目的とする。

1 貸出し対象

テントの貸出し対象者は、長崎市社会福祉協議会支部、連合自治会、登録ボランティア団体、福祉教育を実施する機関又は長崎市社会福祉協議会会員（団体会員及び法人会員に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地域福祉の推進に資する事業に使用し、当該事業において赤十字活動の思想普及（募金箱の設置又はポスターの掲示等をいう。）を実施できること。
- (2) テントの安全対策（ペグ又は加重プレートの取付等）を実施できること。
- (3) 使用する事業の安全対策及び保険加入など参加者の安全が確保できること。
- (4) テントの運搬ができること。

2 借受申込

- (1) テントの借受をしようとする者（以下「借受者」という。）は、利用日の1週間前までに電話、FAX又はメール等により予約を行うものとする。
- (2) 借受人は、予約の確認を行った上で、利用申込書（様式1）を提出しなければならない。
- (3) 返却時には、破損又は汚損等がないことを確認し、利用後速やかに返却すること。
- (4) 貸出しは無料とする。

3 借受者の遵守事項

借受者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用に際しては、事故、破損等がないよう善良なる管理者としての注意義務をもって管理すること。
- (2) 利用目的以外での使用を行わないこと。
- (3) 借受けたテントを第三者へ譲渡又は転貸してはならない。
- (4) 破損又は汚損等があった場合は、直ちに報告すること。
- (5) テントの破損又は汚損等に係る費用は借受者の負担とする。

- 4 長崎市社会福祉協議会及び日本赤十字社長崎県支部長崎市地区は、この要領に基づく貸出しに係る欠陥、故障等について一切の責を負わないものとする。

附 則 この要領は、令和3年8月6日から施行する。

★テント仕様

①伸縮フレームテント

- ・展開サイズ：240 cm×360 cm
- ・収納サイズ：24cm×31cm×127cm
- ・柱本数：4本
- ・総重量：33.4 kg

②天幕：白色(赤十字マーク及び「長崎県支部」名入れ有り)

③収納袋：35 cm×65cm×130cm (左右ストラップ付)

